

ホームヘルプステーションひらお苑

第1号事業訪問型サービスA契約書別紙（兼重要事項説明書）

1. 当事業所のサービスの特徴

(1) 事業の目的

要支援状態や事業対象者（以下「要支援者等」）である一人暮らしや高齢者夫婦のみ世帯等で暮らす利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において安心して自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るために日常生活に必要な家事等の訪問型サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他の関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健、医療、福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の心身機能の向上や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

2. 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域（*下記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。）

事業所名	ホームヘルプステーションひらお苑
所在地	東京都稲城市平尾2-49-20
介護保険指定番号	訪問介護（稲城市1375100136）
サービスを提供する地域	稲城市全域

(2) 当事業所の職員体制と業務内容

＜令和元年6月21日現在＞

	資格	常勤	非常勤
管理者（兼務）		1名	
サービス提供責任者	介護福祉士	2名	1名
ホームヘルパー	介護福祉士		1名
	介護職員初任者研修修了者		9名
	一定の研修受講者		0名

業務内容

①管理者：業務の管理及び職員等の管理を一元的に行います。

②サービス提供責任者

- ・訪問サービスの利用の申込みに係る調整を行います。
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、地域包括支援センター等との連携を密にし、個別訪問サービス計画（以下「サービス計画」という。）を作成します。
 - ・ホームヘルパーに対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。
 - ・ホームヘルパーの業務の実施状況を把握し、その能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。
- またホームヘルパーに対する研修、技術指導等を実施します。

③ホームヘルパー

- ・利用者の居宅を訪問して訪問サービスを提供します。

(3) サービスの提供時間帯

営業日： 月曜日～日曜日 (年末年始は要相談)

	通常時間帯 8：00～18：00	早 朝 6：00～8：00	夜 間 18：00～22：00	深 夜 22：00～6：00
平 日	○	×	×	×
土・日・祭日	○	×	×	×

(4) サービス利用のために

事 項	有無
ホームヘルパーの変更の可否	○
男性ヘルパーの有無	○
従業員への研修の実施	○
サービスマニュアルの作成	○

3. サービス提供内容

ホームヘルパー等が利用者の居宅に訪問し、サービス計画に沿って、日常生活上の支援や介助を行います。

また、利用者のできる事は利用者自身が行うことを基本としたサービスを提供します。

具体的には、サービス内容により以下の区分に分けられます。

- (1) 生活援助 : 家事を行うことが困難な利用者に対して、できない部分の家事の支援や代行を行います。
例) 買い物・調理・掃除・洗濯 等
- (2) 身体介助 : 利用者の身体に直接接触して行う介助
例) 入浴介助・外出介助 等

4. 利用料

- ・料金は、介護保険負担割合証に応じた負担額となります。

(1) 基本料金

単位：円/回

利用内容	回数	利用料金	自己負担		
			1割	2割	3割
訪問型サービスA	～4回	2,718	272	544	816
	5～8回	2,762	277	553	829

	9回以上	2, 928	293	586	879
--	------	--------	-----	-----	-----

(2) 加算 (次の加算項目に該当する場合は加算となります)

単位：円/回

加算項目	利用料金	自己負担			算定要件
		1割	2割	3割	
初回加算	2, 210	221	442	663	新規にサービス計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問サービスと同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問サービスを行う場合又は他のホームヘルパー等が訪問サービスを行う際に同行訪問した場合
身体介助加算	497	50	100	150	身体に直接触れて介助した場合 (入浴介助、外出同行介助等)

(3) サービス中止の場合の料金 (キャンセル料)

①利用前日17時までにご連絡いただいた場合	無料
②利用前日17時までにご連絡がなかった場合	基本料金の30%

(4) その他

交通費	サービスを提供するうえで、交通費がかかる場合は、別途実費をいただきます。
その他	サービスを提供する中で必要な物品を事業所側で準備した場合、利用者及び家族と相談し、利用者負担が適当と認められるものについては別途実費をいただきます。

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、速やかに連絡をし、適切な措置を講じます。

利用者の 主治医	病院名	()	主治医
	電話		
緊急連絡先 (ご家族)	氏名	()	続柄
	電話	(自宅)	

	☎	(携帯)
--	---	------

6. サービス内容に関する相談・苦情の解決体制

(1) 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-331-5666 (代表)

042-331-6088 (直通)

担当 サービス提供責任者 ※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

(2) 苦情対応に関する体制

①苦情解決責任者：施設長

苦情受付担当者：センター室長

第三者委員：W 原紙に記載

T 同上

S 同上

②苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

③苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く。）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

④苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(3) その他の相談窓口

①区市町村の苦情相談窓口（連絡先は各区市町村にお問い合わせください。）

稲城市役所 (代表) 042-378-2111

②東京都社会福祉協議会に設置された福祉サービス運営適正化委員会

電話 03-3268-1148 相談時間 月～金曜日 午前9時から午後5時まで

③東京都国民健康保険団体連合会

苦情相談窓口専用 03-6238-0177 (直通)

受付時間 (土・日・祝祭日を除く) 午前9時から午後5時まで

7. 当法人の概要

法人名称 社会福祉法人 平尾会

代表者 理事長 川島 實

所在地 東京都稲城市平尾2-49-20

電話番号 042-331-5666

定款の目的に定めた事業

① 介護老人福祉施設 (介護老人福祉施設ひらお苑)

1ヶ所 (174床)

② 短期入所生活介護 (ショートステイひらお苑)

1ヶ所 (4床)

③ 通所介護 (デイサービスセンターひらお苑)

1ヶ所 (定員30名)

- | | |
|------------------------------|----------|
| ④ 居宅介護支援（ひらお苑ケアマネジメント相談センター） | 1ヶ所 |
| ⑤ 訪問介護（ホームヘルプステーションひらお苑） | 1ヶ所 |
| ⑥ 認知症対応型共同生活介護（グループホームやまもも） | 1ヶ所（6床） |
| ⑦ 高齢者生活福祉センター（生活支援ハウスどんぐり） | 1ヶ所（10床） |
| ⑧ 介護予防支援（稲城市地域包括支援センターひらお） | 1ヶ所 |

第1号事業訪問型サービスAの提供開始にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	名 称	ホームヘルプステーションひらお苑
	所在地	東京都稲城市平尾2-49-20
	代表者氏名	理事長 川島 實
	説明者	サービス提供責任者
		氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から第1号事業訪問型サービスAについての重要事項の説明を受け同意します。

<利用者> 住所 _____

氏名 _____ 印

<代理人> 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との続柄（ ）

<立会人> 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄（ ）